平成２４年（フ）第１１７０号
福岡県宗像市田野2331
債務者　荒井　英樹
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１７６号
大阪府大東市平野屋２丁目４番11号ハピネス39―302号
債務者　安田小千子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２２８号
福岡市東区三苫４丁目２番１―203号
債務者　松崎　繁高
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９２号
福岡市東区唐原２丁目15番７―206号
債務者　小山田重美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２８号
福岡県太宰府市連歌屋２丁目９番25号
債務者　持永　一成
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４５号
福岡市東区八田４丁目８番12―202号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５４号
福岡市西区小戸５丁目５番８―102号
債務者　小川　紘一
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５６号
福岡市南区大楠２丁目７番25号
債務者　森永　和子（旧姓有吉）
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８７号
福岡市早良区野芥４丁目19番37―106号
債務者　久保　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５９６号
福岡県糸島市前原北４丁目10番７号　105
債務者　松田　　正
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６００号
福岡市博多区諸岡１丁目10番20―505号
債務者　高松　慶子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０８号
福岡市博多区住吉２丁目15番28―602号
債務者　猿渡めぐみ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２１号
福岡市早良区内野１丁目23番１―204号
債務者　畑本美代子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６２７号
福岡市東区水谷２丁目16番26号
債務者　堀口久美子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０１号
福岡県久留米市合川町130番地　県営合川団地１棟401号
債務者　坂本　雅文
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２１５号
福岡県久留米市櫛原町35番地６
債務者　高木　優司
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２２４号
福岡県久留米市津福本町1553番地１　ビィラファインⅡ201号
債務者　友尻　　綾
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８８号
福岡県田川市大字糒2506番地
債務者　和田　兆洋
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
福岡地方裁判所田川支部